

【令和5年度 市民税・県民税申告書の記載例】 公的年金収入のみの場合

【よくある質問】と「証明書コンビニ交付」については裏面をご参照ください。

公的年金収入

※年金収入額の合計を51へ記入
(注) 配偶者の年金収入は加算しない

区分	支払金額	源泉徴収額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	1,465,830	10,292
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	0	0
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	0	0
所得税法第203条の3第7号適用分	0	0

本人	源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数	障害者の数(本人以外)	社会保険料の額
特別障害者	その他障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	48,074

源泉控除対象配偶者
氏名 明石 花子 (摘要) 【社会保険料の内訳】 介護保険料額 48,074円

区分	支払金額	源泉徴収額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	1,400,000	0
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	0	0
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	0	0
所得税法第203条の3第7号適用分	0	0

本人	源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数	障害者の数(本人以外)	社会保険料の額
特別障害者	その他障害者	特別障害者	特別障害者	特別障害者	0

源泉控除対象配偶者
氏名 明石 花子

【注1】 配偶者特別控除
※配偶者特別控除の適用を受けようとする場合のみ、配偶者の収入の種類・収入金額・合計所得金額を記入(配偶者特別控除を受けない場合は収入金額等の記入は不要)
※配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下で、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合に該当

【注2】 医療費控除
※医療費控除の明細書を添付し(領収書の提出は不要)、150支払った医療費・151補てんされる金額を記入

フリガナ	氏名	生年月日	職業
アカシ タロウ	明石 太郎	23年1月1日	無職

所得金額	収入金額	必要経費	専従者控除	所得金額(A-B-C)
1	44			78
2	45			79
3	47			81
4	48			82
5	49			83
6	50	130		
7	51			2,865,830
8	52			
9	53			114
10	54			119
11	55			120

所得から差し引かれる金額	控除額	合計額
2	配偶者控除	173
3	扶養控除	
4	16歳未満の扶養親族	
5	雑損控除	146
6	医療費控除	150
7	社会保険料控除	276,200
8	小規模企業共済等掛金控除	159
9	生命保険料控除	57,828
10	地震保険料控除	16,204
11	本人該当控除	48,074
12	基礎控除	
合計		324,274

社会保険料控除

※支払った社会保険料の合計額を152へ記入

区分	国民健康保険料	介護保険料
令和3年度以前分	95,700円	0円
令和4年度分	180,500円	48,074円
合計	276,200円	48,074円

区分	介護保険料
令和4年中に納付された介護保険料	48,074円

生命保険料控除

※支払った生命保険料の金額を制度ごとに157・158・156・161・162へ記入

制度	金額
157 一般生命保険料	38,552
158 一般生命保険料	57,828
156 介護医療費	0
161 がん保険	0
162 がん保険	0

地震保険料控除

※支払った地震保険料の金額を164へ記入(旧長期損害保険の場合は165へ記入)

区分	金額
164 地震保険料	16,204

障害者控除

※本人が該当する場合、本人該当控除欄の障害者に○をつけ、手帳の種類・等級を記入
※配偶者・被扶養者が該当する場合、当該控除欄の障害者欄へ手帳の種類・等級を記入

障害者手帳	種類	等級
兵庫県第00000号	身体障害者手帳	4級